

## 楊梅苑運営規程

### (施設の目的)

第1条 社会福祉法人友愛会が老人福祉法に規定する老人福祉施設として設置経営する特別養護老人ホーム楊梅苑（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護支援専門員、生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態にある入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の職員は、身体上又は精神上により要介護状態になった入所者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。さらに、必要に応じて居宅における日常生活が可能かどうか検討し、退所が必要な入所者には適切な指導援助等を行う。

2. 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、施設の職員は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場にたったサービス提供に努める。
3. 本事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 楊梅苑
- (2) 所在地 福井県大飯郡おおい町野尻第28号37番地

### (職員の職種及び員数)

第4条 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりです。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 施設長（管理者）        | 1名（常勤1名）          |
| (2) 事務員             | 1名以上              |
| (3) 生活相談員           | 常勤換算1名以上（常勤1名以上）  |
| (4) 介護支援専門員         | 常勤換算1名以上（常勤1名以上）  |
| (5) 介護職員            | 常勤換算21名以上（常勤1名以上） |
| (6) 看護職員（機能訓練指導員兼務） | 常勤換算3名以上（常勤1名以上）  |
| (7) 栄養士             | 1名以上              |

(8) 医師（非常勤） 1名以上

2. 給食は、イフスコヘルスケア株式会社に業務委託する。

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設を代表し、事業運営を統轄する。
- (2) 事務員は、庶務、会計に関する業務に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、入所者的心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、入所者又はその家族の希望や相談により要介護認定申請及び更新にかかる援助、施設サービス計画と評価、入退所にかかる援助を主な業務とし、入所者の自立生活を支援する。
- (4) 生活相談員は、入所者的心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、適切な相談・助言、家族との連携・交流、行政機関における諸手続きなどの代行事務、入院時の必要な便宜など、日常（社会）生活上必要な援助を行う。
- (5) 介護職員は、入所者的心身の状況等に応じて食事・排泄・入浴その他日常生活上の世話など施設サービス計画に基づいた施設介護サービスを提供するとともに家族との連携・交流の援助を行う。
- (6) 看護職員は、常に入所者の健康状態を的確に把握し、嘱託医師の指示に基づいて日々の健康を管理し、機会あることに家族への説明に努め、健康保持のため適切な措置を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、入所者的心身の状況などを踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持、安楽な姿勢保持のため機能訓練を行う。
- (8) 栄養士は、入所者の栄養・身体状況・嗜好を考慮した献立・調理など食生活の管理並びに食材・設備・個人整容などの衛生管理を推進する。
- (9) 運転手は、利用者の通院・送迎等の運転業務を行う。
- (10) 医師は、看護職員との連携により、常に入所者の症状及び心身の状況を把握し日々の健康を管理するとともに施設において必要な医療の提供が困難なときは、協力病院その他適切な病院への措置を講じる。

(入所の定員)

第6条 施設入所定員は、60名とする。

(入所の手続き等)

第7条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。

2. 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
3. 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ったサービス提供を行う。

(入退所)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象に指定介護老人福祉施設サービス提供を行う。

2. 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
3. 施設は、入所申込者の入所に際し、その者的心身の状況、病歴等の把握に努める。
4. 施設は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、入所定員及び居室定員を超えて入所させてはならない。
5. 施設は、入所申込者が入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等、自ら必要な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
6. 施設は、入所者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。その検討にあたっては介護支援専門員、生活相談員、介護及び看護職員等で協議する。
7. 施設は、入所者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、入所者及び家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退所に必要な援助を行う。
8. 施設は、入所者の退所に際し、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の援助)

第9条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、入所申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は入所申込者の意志を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、入所者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第10条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した指定介護老人福祉施設サービスの1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合)とする。

2. 前項の他、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住費

①個室〔居住費〕 1,100円(1日あたり)

②2人部屋〔居住費〕 1,100円(1日あたり)

但し、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(2) 食費〔食材寮費・調理費用〕 1,930円(1日あたり)

経管栄養の入所者は、栄養食及び栄養管等の実費とする。

但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(3) 理美容代 実費

(4) 健康管理費(予防接種費用) 実費

(5) 事務取扱手数料 1,800円(1月あたり)

(6) 入所者が個別に希望する特別な行事(旅行や外出等)の入所者本人の費用(旅費や入場料等)、入所者が個別に希望する食事(栄養補助食品等)、及び日常生活において施設で通常提供する以外の特別な日用品(特別な石鹼やシャンプー等)の費用 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

4. 新たに費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

5. 前項の変更を行う場合は、変更の1ヶ月以上前に利用者又はその家族に対し変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

6. 前項の費用の支払いは、現金又は入所者等の金融機関口座から振込みにより、指定期日までに受ける。

(サービス計画の作成)

第11条 施設長(管理者)は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

3. 介護支援専門員は、解決すべき課題に基づき、指定介護老人福祉施設サービス提供にあ

たる他の職員と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容、留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

4. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対し説明及び同意を得る。
5. 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後も、サービス提供にあたる他の職員と連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うとともに必要に応じて計画変更を行う。

#### (入所者に対するサービス内容)

第12条 施設は、入所者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2. 施設の職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族から求められた時は、理解しやすいように説明する。
3. 施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
4. 施設の事業に係わる指定介護老人福祉施設サービス内容は、次のとおりのとする。

##### (1) 介護

- ・介護の提供にあたっては、入所者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行わなければならない。
- ・施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- ・施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- ・施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り換えなければならない。
- ・施設は、上記の他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- ・施設は、その入所者に対し、入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。

##### (2) 食事の提供

- ・入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- ・入所者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂等で行われるよう努めなければならない。

##### (3) 機能訓練

- ・施設は、入所者の心身の状況等を踏まえ必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(4) 健康管理

- ・施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- ・施設の医師は、健康手帳を有する入所者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。

(5) 相談・援助

- ・施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

- ・施設は、教養娯楽整備等を備える他、適宜レクリエーション行事を行わなければならぬ。
- ・施設は、日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について、入所者及びその家族が行うことが困難な場合は、入所者の同意のもとでその代行事務等を行わなければならない。
- ・施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(7) 入所者の入院期間中の取り扱い

- ・施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者の希望を踏まえて、その者に対し、必要に応じ日常生活上の必要な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにしなければならない。

(施設の入所にあたっての留意事項)

第13条 入所者は、施設から指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 施設の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- (2) 入所者が外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、帰苑する予定日時など施設長に届け出て、その承認を得なければならない。
- (3) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと。
- (4) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと。
- (5) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出ること。
- (6) サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらしてはならないこと。
- (7) その他、施設長の管理上支障があると認めた事項。

#### (勤務体制の確保)

第14条 施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、指定介護老人福祉施設サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 施設は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 職種別研修 隨時

#### (非常災害対策)

第15条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、消火、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 施設は、非常災害に備えて緊急連絡体制を整備するとともに、食料や設備の備蓄等を行う。

3. 施設は、訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### (衛生管理)

第16条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2. 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 施設は、感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1月1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- (2) 施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に定めるものの他、施設は別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。
- (5) 施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

#### (協力病院)

第17条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、協力病院として独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院、協力歯科医院として三宅歯科医院を定める。

(秘密の保持)

第18条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第19条 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該施設を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該施設から退所者を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第20条 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提出の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4. 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5. 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(緊急時の対応)

第21条 施設等においてサービスを提供している際に、入所者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかにかかりつけ医、家族等に連絡するとともに、適切な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故の発生した場合の対応及び各号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故の発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従事者に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 上記措置を適切に実施するため担当者を置くものとする。
- 
2. 施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  3. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
  4. 施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
  5. 事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減ずることができるものとする。

#### （記録の整備）

- 第23条 施設は、別に定めがあるものを除くほか、次の記録等について整備する。
- (1) 施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
  - (2) 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

#### （身体拘束の廃止）

- 第24条 施設は、入所者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動の制限をしない。
2. 施設は、職員等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討する。
  3. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
  4. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、入所者やその家族等にできる限り詳細に説明する。
  5. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録する。
  6. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催し、その結

果について介護職員その他従業者に周知徹底を図る。

7. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
8. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

第25条 施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待の防止)

第26条 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともにその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待の防止のための指針を整備する。
4. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
5. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(業務継続計画)

第27条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第28条 施設は、運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容及び協力病院に関する事項を提示するために書面掲示に加え、インターネット上で、情報の閲覧ができるようにしておく。

2. 施設は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力をを行うなど地域との交流に努める。
3. 施設は、本事業の会計と、その他の事業会計を区分する。
4. この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と施設の施設長が協議して定める。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成16年2月1日一部改正

平成17年10月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月10日一部改正

平成26年1月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成26年11月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成27年8月1日一部改正

平成28年7月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和5年6月1日一部改正

令和6年3月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

令和7年7月1日一部改正